天 理 市 農 業 委 員 会　 議 事 録

・日　　時　　令和５年11月８日（水）午後１時57分～午後２時45分

・場　　所　　天理市役所　５階　533Ｂ会議室

・出席委員

　（農業委員）

１番　　　西　　悦子　　　　　　　　２番　　 岸本　誠行

３番　　　門𦚰　由喜子　　　　　　　４番　　 安井　義昌

５番　　　松井　義憲　　　　　　　　６番　　 川畑　　稔

７番　　　木村　　晃　　　　　　　　８番　　 榎堀　秀樹

９番　 　 藪内　清光 １０番 　 西口　恵紹

１１番 　 上田　喜史　　　　　　　１２番 　　中井　順一

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　東田　行三　　　　　　山の辺地区　　箕手　　宏

前栽地区　　谷　　昭良　　　　　　井戸堂地区　　松本　和成

二階堂地区　　藏本　純次　　　　　　　朝和地区　　奥野　雅信

　朝和地区　　石井　照夫　　　　　　　柳本地区　　杉田　義正

　櫟本地区　　奥出　善嗣　　　　　　　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦

・事務局職員

　　　事務局長　　奥田　　彰　　　　　　　　　係長　　德永　佳代

　　　農林課長　　岩田　俊樹

・欠席委員　　なし

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農地法第５条に関する許可申請について

議案第３号　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第４号　　天理農業振興地域整備計画の変更について

議案第５号　　「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し

について

議案第６号　　その他

市街化区域の専決処分について（報告）

事務局長（奥田　彰）

定刻の時間より少し早いですが、皆様お揃いですので、ただ今より11月定例委員会を開催いたします。

委員の皆様、本日は何かとお忙しい中、委員会にご出席いただきありがとうございます。

　本日、全委員の出席をいただいておりますので、委員会は成立しております。

　次に委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

　なお、本日は農林課の案件がございますので、岩田次長に入ってもらっています。

それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行を議長にお願いいたします。

議長（松井義憲）

皆さん、こんにちは。米の刈り取りも終わり、農協への供出も終わり、それぞれひ

と安心の頃かと思います。今日、役所へ来る途中、街のイチョウもずいぶん色づいて

きたなあと、最近も暑い日がつづいていますが、それでも色づいてくるもんだなと見ていました。

さて、皆さん方におかれましては、暑い中、遊休農地の現地調査の確認をしていた

だいたところでございます。それを基に、今度は解消していかないといけないわけで、

大きな我々の役割でもあります。人・農地プランで進めていただいている地区が24地

区あるらしいです。また、１ヘクタール以上の農地のある集落が97集落あると聞いております。今年の４月からそれまでの人・農地プランから地域計画という名前で、法

律も変わり、地図の作成をやらないといけないわけです。もちろん、行政（農林課）

と農業委員会も一緒に進めていく役割が我々の仕事の一つであります。現地確認して

いただいたものを参考に、遊休農地の解消に１筆でも多くできますようお願いをした

いと思っている次第でございます。

　それでは、議事に入っていきたいと思います。

まず、11月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させて

いただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　ご同意いただきましたので10番　西口委員と、11番　上田委員にお願いいたします。

議長（松井義憲）

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局係長（德永佳代）

　それでは、議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」７件について説明いたします。議案書1ページをご参照願います。

１番申請は、譲渡人の遺言による特定遺贈です。

場所の地図は、議案書の２ページ上段です。

申請地及び譲渡人、譲受人、譲渡人の世帯の耕作面積は１番表記のとおりです。

遺贈というのは遺言により遺産を特定の者に無償で譲渡するものです。遺贈には

「包括遺贈」と「特定遺贈」があり、包括遺贈は「財産のすべて」または「財産の

３分の１」など一定割合を、遺贈するもので、特定遺贈は「〇〇番の農地」など、

財産を特定した遺贈のことです。

なお、包括遺贈と相続人に対しての特定遺贈につきましては、農地法第３条許可

は不要ですが、相続人以外の者への特定遺贈につきましては許可が必要です。

今回は、譲受人の祖父の兄弟、つまり、相続人以外からの特定遺贈ですので、許

可が必要というものです。

　２番、３番は同時申請で、譲受人の規模拡大を事由とする所有権移転の売買です。

　場所の地図は、ともに議案書の２ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は２番、３番表記のとおりで

す。

４番、５番は同時申請で、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転の売

買です。場所の地図は、ともに議案書の３ページ上段です。申請地及び譲受人、譲渡

人、譲受人の世帯の耕作面積は４番、５番表記のとおりです。

６番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転の売買です。場所

の地図は、議案書の３ページ下段です。申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の

耕作面積は６番表記のとおりです。

７番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転の売買です。場所

の地図は、議案書の４ページです。申請地及び賃貸人、賃借人は７番表記のとおりです。

新規就農ですので、10月31日に松井会長と地区担当の岸本農業委員、木村農業委員、奥野推進委員、事務局職員で新規就農者ヒアリングを行いましたのでご報告いたします。

賃借人の平本さんは、60歳、水道設備の自営業をされています。家業は後継者に任せていく中で、2，3年前から農地を探していた。このたび賃貸人の村井さんとご縁があって農地を貸してもらうことになりました。

営農計画として、申請地は自宅から５分程度。畑地なのでイモや生姜を作付けします。本格的な農業経験はありませんが、今もイモや生姜を作っています。農業従事予定日数は、妻と併せて年間で120日程度と考えています。農業経験がないので地元農家の方たちに教えて頂きながら続けて参りたいと考えています。耕作面積も少ないので、友人より必要な時に耕運機などを借受ける予定で、承諾を得ています。収穫物は、自家消費のみで販売は考えておりません。

面接を務められた木村委員からは、耕作地の管理をしっかりとお願いしますとの意見がありました。また、奥野委員からは、申請地は水の確保が難しい場所なので、岸田町の土地改良区に相談してみてはとのアドバイスをいただきました。

以上、７件の申請は農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に

必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当し

ないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

農地利用最適化推進委員（奥野雅信）

７番の平本さんの新規就農のヒアリングに立会わせていただきました。

　この方の計画書を見ると、農業従事日数が年間80日と書かれているが、通常の150

日の基準を下回っている。例外もあるというのはわかっている。今後、３条申請の取

得や貸借でこのような家庭菜園も認めていくのかどうか、市のスタンスをお聞きした

いのです。

事務局長（奥田　彰）

　いま、ご質問ありました件で、家庭菜園をするための農地の貸し借りや取得についてですが、もっと今後増えるように思います。そうした場合、就農するための一定の基準をクリアしないところについては、詳細を聞かないことには判断できません。

例えば、年間従事日数が少ない場合には、この先の見通しも聞き、農業に従事した

い意向を確認して、新規ヒアリングを受けたいと考えています。

事務局係長（德永佳代）

　追加としまして、年間従事日数は委員さんがおっしゃる通り150日従事という規程がありますが、作付け作物によっては、150日未満になる場合も認めるというものであります。また、４月から下限面積も廃止になりましたので、国としましても、広く担い手に耕作してもらうという狙いがあり、就農したいという方については、市としてもヒアリングをしたうえで、認めていくというふうに考えています。

議長（松井義憲）

　下限面積を撤廃したというところから色々と問題が起こっているわけで、趣旨とし

ましては、できるだけ多くの人に農地を守ってもらおうということで撤廃されたのかなと思うわけで、このような方が出てくるわけです。

農地利用最適化推進委員（奥野雅信）

今回は賃貸借ということで、資産目的かどうかは懸念しますが、これから家庭菜園

的な規模の就農者が本来の目的でされるのか、見極めが難しいところがあります。

農業委員（榎堀秀樹）

　売買でやられる小規模農家は認めないということですか。違いますよね。賃貸と売買によって認める、認めないという判断ではないのですね。

事務局係長（德永佳代）

本来の目的を確かめるために、新規就農のヒアリングを設けています。投機目的の方は計画に無理があったり、そのようなことも本人の意思を見極めるためにヒアリングをさせていただいています。取得面積の大小で、計画の中身が現実とかけ離れているなど、投機目的と明らかに判断できる場合は、受付の段階でお断りするようにしていきます。

議長（松井義憲）

ほかによろしいですか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、ご承認いただきましたので、委員会で処理することといたします。

　次に、議案第２号「農地法第５条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第２号　農地法第５条に関する許可申請２件について説明させていただきます。議案書５ページをご参照願います。申請につきましては、令和５年10月30日、安井

委員とともに農地現地調査を行いました。資料番号１の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請は、青空資材置場を転用目的とする所有権移転の売買です。

申請者及び申請地は、１番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっています。

当該申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域で、農地の規模が10ヘクタール未満の第２種農地で、申請地の周辺には、事業目的達成可能な農地以外の土地や第３種農地はなく、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

２番申請は、青空駐車場を転用目的とする賃貸借権の設定です。

資料番号２の農地現地調査表をご覧ください。

申請者及び申請地は、２番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号２のとおりとなっています。

当該申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域で、農地の規模が10ヘクタール未満の第２種農地で、申請地の周辺には、事業目的達成可能な農地以外の土地や第３種農地はなく、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。以上でございます。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、農地法第５条に関する許可申請について、ご承認いただきましたので、申請内容のとおり県へ進達いたします。

次に、議案第３号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画」について、

事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第３号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画２件について、説

明いたします。議案書６ページをご覧ください。

　１件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類

及び期間は議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、畑として利用する使用貸借で、新規集積となります。

以上でございます。

　２件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類

及び期間は議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、畑として利用する使用貸借で、新規集積となります。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　それでは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画をご承認いただいたものとして、その旨を市長に回答いたします。

次に、議案第４号「天理農業振興地域整備計画の変更について」農林課の岩田次長

より説明願います。

農林課長（岩田俊樹）

　農林課の岩田でございます。

　議案第４号　天理農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます。

　（説明省略）

議長（松井義憲）

　ただいま、次長より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

農地利用最適化推進委員（奥野雅信）

上総町と嘉幡町の両方とも面積が４万㎡あり、広大な面積で、新しい道が付いて、周囲の環境も変わり、このようなものについては、都市計画区域の見直しとか、市の方針はどうなんでしょうか。

農林課長（岩田俊樹）

　今後、都市整備課とも協議していきながら、進めてまいりたいと考えております。

議長（松井義憲）

　ほかに、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　それでは、天理農業振興地域整備計画の変更をご承認いただきましたので、その旨を回答いたします。

次に、議案第５号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて、引き続き農林課より説明願います。

農林課長（岩田俊樹）

　議案第５号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて説明させていただきます。

　（説明省略）

議長（松井義憲）

　ただいま、次長より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、ご承認いただきましたので、その旨を回答いたします。

　岩田次長ありがとうございました。

　（岩田次長　退室）

　始めに挨拶でも申し上げましたが、農業委員会もこれに積極的に沿うように関わっ

ていかなければいけないということでご承知ください。

議長（松井義憲）

次に、議案第６号　その他10月分「市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第６号　その他　10月分の市街化区域転用の届出についてご報告いたします。

資料番号３をご参照ください。10月分の市街化区域 転用届出といたしまして、５条

届出　古紙等一時置場　1件184㎡、分譲宅地・駐車場　1件　1,054㎡でした。

市街化区域届出専決処分の報告は以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま、報告のありました「10月分市街化区域の専決処分について」何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、報告のとおりご承認いただいたものといたします。

以上をもちまして、本日の委員会の案件はすべて終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

　ないようでしたら、事務局の方から、何か連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田　彰）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・講演会「北和の農を考えるつどい」について

・令和６年新年会の開催について

　・病害虫発生予察に関する情報提供について

議長（松井義憲）

それではこれをもちまして11月の定例委員会を閉会させていただきます。

本日はご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ５年 11月 ９日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員